

## 旭市空家・空地バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等及び空地の情報発信を行うことにより、市内への移住及び定住並びに空家等及び空地の有効活用（以下「移住等」という。）の促進に取り組み、地域の活性化を図るため実施する、旭市空家・空地バンクに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 個人又は法人が市内に所有する住宅、店舗、事務所及び倉庫のうち、現に使用していない又は近い将来使用しなくなる予定の建物及びその敷地をいう。
- (2) 空地 個人又は法人が市内に所有する、現に使用していない又は近い将来使用しなくなる予定の居住を目的とした建築物又は地域の活性化に寄与する施設を建築することができる土地をいう。
- (3) 所有者等 空家等又は空地（以下「物件」という。）に係る所有権その他の権利に基づき、その売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (4) 空家・空地バンク 物件の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けて登録した情報を移住等を目的として物件の活用を希望する者に対し提供する仕組み及びそのデータベースをいう。
- (5) 協力事業者 市内に事務所を有する宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する者をいう。）で、空家・空地バンクに登録された物件の売買又は賃貸借の媒介に関して、市と協定を締結しているもの及びその会員をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空家・空地バンク以外による物件の取引を妨げるものではない。

(物件登録申込み等)

第4条 空家・空地バンクへ物件の登録を申し込む所有者等（以下「物件登録申込者」という。）は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しな

ければならない。

- (1) 旭市空家・空地バンク物件登録申込書（第1号様式）
- (2) 旭市空家・空地バンク物件登録カード（第2号様式。以下「登録カード」という。）
- (3) 旭市空家・空地バンク物件登録に係る同意・誓約書（第3号様式）
- (4) 公的身分証明書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、物件を空家・空地バンクに登録するものとする。ただし、当該物件が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 老朽化が著しい又は大規模な修繕が必要な物件
- (2) 著しく管理不全な状態である物件
- (3) 所有者等に固定資産税の滞納がある物件
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員に該当する者又はこれらと密接な関係を有する者が所有者である物件
- (5) その他市長が適当でないと認める物件

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、旭市空家・空地バンク物件登録完了通知書（第4号様式）により、登録を不承認としたときは、旭市空家・空地バンク物件登録不承認通知書（第5号様式）により物件登録申込者に通知するものとする。

4 第2項の規定による登録の期間は2年とする。ただし、第1項の規定による登録の申込みにより、再度登録することができるものとする。  
（物件登録事項の変更の届出）

第5条 前条第3項の規定による登録完了の通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、旭市空家・空地バンク物件登録事項変更届出書（第6号様式）に変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

（物件登録の取消し）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空家・空地バ

ンクの物件の登録を取り消すものとする。

- (1) 市長が第11条第4項の規定により契約締結の報告を受けたとき。
- (2) 空家・空地バンクに登録された物件の所有権その他の権利に移動があったとき。
- (3) 第4条第3項の規定による登録完了の通知を受けた日から、物件の再登録を行わず2年を経過したとき。
- (4) 物件登録者から旭市空家・空地バンク物件登録取消届出書（第7号様式）の提出があったとき。
- (5) 空家・空地バンクに登録されている内容に虚偽があったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、空家・空地バンクに登録されていることが不相当と市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により空家・空地バンクの登録を取り消したときは、旭市空家・空地バンク物件登録取消決定通知書（第8号様式）により当該物件登録者に通知するものとする。ただし、前項第1号に該当するときは、この限りでない。

（物件情報の公開）

第7条 市長は、登録された物件の情報（所有者等の氏名、連絡先、物件概要の一部等を除く。）を市のホームページ及び市が提携する全国版空家・空地バンクホームページ等に掲載し、周知するものとする。

（利用登録申込み等）

第8条 空家・空地バンクの利用希望者は、物件の詳細な情報提供又は現地確認を希望するときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 旭市空家・空地バンク利用登録申込書（第9号様式）
- (2) 旭市空家・空地バンク利用登録に係る同意・誓約書（第10号様式）
- (3) 公的身分証明書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは、空家・空地バンクに登録するものとする。ただし、当該申込者（以下「利用申込者」という。）が次の各号のいずれにも該当しない場合は、この限りでない。

- (1) 物件に居住し、又は定期的に滞在して、本市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域の行事又は活動への積極的な参加等を行うことにより、地域住民と協調して生活できると認められるもの。
  - (2) 物件を活用して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できると認められるもの。
  - (3) その他市長が適当と認めたもの。
- 3 前項の規定にかかわらず、利用申込者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員に該当する者又はこれらと密接な関係を有する者であるときは、空家・空地バンクに登録しない。
- 4 市長は、第2項の規定による空家・空地バンクの登録をしたときは、旭市空家・空地バンク利用登録完了通知書（第11号様式）により、登録を不承認としたときは、旭市空家・空地バンク利用登録不承認通知書（第12号様式）により利用申込者に通知するものとする。
- 5 第2項の規定による登録の期間は2年とする。ただし、第1項の規定による申込みにより、再度登録することができるものとする。

（利用登録事項の変更の届出）

第9条 前条第2項の規定による登録を受けた利用申込者（以下「利用登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、旭市空家・空地バンク利用登録事項変更届出書（第13号様式）を市長に届け出なければならない。

（利用登録者の登録の取消し）

第10条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空家・空地バンクの利用登録を取り消すものとする。

- (1) 市長が次条第4項の規定により契約締結の報告を受けたとき。
- (2) 物件の利用の目的等が第8条第2項各号のいずれにも該当しなくなったとき。
- (3) 第8条第4項の規定による登録完了の通知を受けた日から、利用の再登録を行わず2年を経過したとき。
- (4) 利用登録者から旭市空家・空地バンク利用登録取消届出書（第1

4号様式)の提出があったとき。

(5) 物件を利用することにより、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(6) 申込内容に虚偽があったとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により空家・空地バンクの利用登録を取り消したときは、旭市空家・空地バンク利用登録取消決定通知書(第15号様式)を当該利用登録者に通知するものとする。ただし、前項第1号に該当するときは、この限りでない。

(交渉の申込み及び通知)

第11条 空家・空地バンクの情報に基づき、売買又は賃貸借の交渉を希望する利用登録者は、旭市空家・空地バンク物件交渉申込書(第16号様式)に必要な事項を記入し、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、必要に応じて、当該希望物件の物件登録者及び協力事業者(以下「物件登録者等」という。)へその旨を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた物件登録者等は、交渉の可否について、遅滞なく当該利用登録者へ回答するとともに、市長にその回答内容を報告するものとする。

4 前項において、交渉すると回答した物件登録者等は、当該利用登録者と交渉を行った結果を、旭市空家・空地バンク交渉結果報告書(第17号様式)により、遅滞なく市長に報告しなければならない。

(物件登録者と利用登録者の交渉等)

第12条 市長は、物件登録者と利用登録者との物件に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 物件登録者及び利用登録者は、協力事業者に交渉等の媒介を依頼するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。